

制度・業務

こども誰でも通園制度を開始します



4月から、保護者の就労状況にかかわらず保育施設を月一定時間利用できる、新たな通園制度を開始します。詳細はHPをご覧ください。

対象 市内在住で保育施設に通っていない0歳6か月から3歳未満の子ども

利用時間 月10時間まで

費用 1時間300円

※給食費や教材費等別途実費がかかる場合があります。

※所得によっては利用料が減免される場合があります。

☎ こども園課 ☎ 893-6407



マイナンバーカード
土・日曜日受付・交付(予約優先制)



マイナンバーカードの申請(サポート)、交付、電子証明書の発行・更新等の手続きができます。必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 3/8(日)・28(土)9:00～12:00

予約電話 ☎ 0570-048978(平日9:00～17:00)

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しください。

※予約は申請・交付・電子証明書の発行・更新のみです。その他の手続きは予約不要です。

※詳細はHPまたはお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎ 892-0121



マイナンバーカードの
訪問申請受付



自宅等へ訪問し、市職員がマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影から申請受付までの手続きを無料で行います。申請時に書類がそろっている場合、カードを自宅に本人限定受取郵便(書留)で郵送します。(郵送は新規申請のみ)

日時 3/19(休)・24(火)10:00、14:00

対象 市に住民登録があり、病気や障がい等の理由によりご自身で外出することが難しく、マイナンバーカードを申請する方。本人確認書類等、手続きに必要なものは予約時に確認します。

申込条件

- ①訪問先は市内であること。
- ②申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- ③申請者本人が訪問先におり、申請できること(15歳未満の方および成年被後見人等は法定代理人の同席が必要)。
- ④外国人住民の場合は、在留期間が2か月以上あること。
- ⑤顔写真を撮影し申請書を記入する場所を用意できること。
- ⑥職員は自動車で訪問するため、無料駐車スペースを用意できること(軽自動車1台分)。
- ⑦使用許可や使用料等が必要な施設等で訪問を希望の場合は、申請者において使用許可を受ける等すること。また、使用料がかかる場合は申請者が負担すること。
- ⑧写真撮影時の姿勢保持等のお手伝いをすることはできないため、体を動かすことが困難な方は、介助者などが同席してください。

予約日 3/2(月)～

予約方法 希望日の1週間前までに、市マイナンバーカード予約専用ダイヤル☎0570-048978(平日9:00～17:00、祝日を除く)(先着順)ご予約をいただければ、市役所でもマイナンバーカード申請に必要な顔写真の撮影および申請受付等を実施しておりますので、上記予約専用ダイヤルまでお問い合わせください。

詳細はHPまたはお問い合わせください。訪問時には、職員証を提示します。

☎ 市民課 ☎ 892-0121

児童扶養手当

父母の離婚、死亡や障がい等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になってから最初の3/31までの児童(一定の障がいがある場合は20歳未満の児童))を監護する母、監護し生計を同じくする父、または父母以外で児童を養育する方に支給されます。支給資格がなくなったとき(婚姻(内縁含む)、父・母の帰還、児童を養育しなくなった等)は、すぐに届け出をしてください。

支給条件

公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限、支給要件等の条件があります。

定例払い 3/11(水)

☎ 子育て支援課 ☎ 893-6406



重度障がい者医療助成制度



必要とする医療が受けやすいよう、医療費の自己負担額の一部を助成します(所得制限あり)。詳細はHPをご覧ください。

対象

次のいずれかに該当する方

- ①身体障がい者手帳1・2級を持っている。
- ②療育手帳Aを持っている。
- ③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3～6級を持っている。
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている。
- ⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に相当する。

※こども医療やひとり親家庭医療費助成制度の支給資格を喪失する方で①～⑤に該当する方は、手続きが必要です。

☎ 障がい福祉課 ☎ 893-6403



税・保険・年金

固定資産の価格等の閲覧・縦覧と審査の申し出

固定資産課税台帳の閲覧

R8年度分の固定資産課税台帳を閲覧し、土地・家屋の評価額や税額等を確認できます。

期間・費用

▷4/1(水)～6/1(月):無料

▷6/2(火)以降:写しの交付1件あたり300円

対象

- ①固定資産税の納税義務者またはその代理人(委任状が必要)
- ②納税義務者と同居の親族
- ③納税管理人
- ④借地借家人(賃貸借関係の分かる契約書等が必要)

縦覧帳簿の縦覧

縦覧により、自分の所有する土地・家屋の評価額と、他の土地・家屋の評価額を比較できます。

期間・費用 4/1(水)～6/1(月):無料

対象

- ①固定資産税の納税者またはその代理人(委任状が必要)
- ②納税者と同居の親族
- ③納税管理人

閲覧・縦覧場所 市役所本館1階 税務室固定資産税係

※閲覧および縦覧の際は、本人確認のための運転免許証・マイナンバーカード・納税通知書等が必要です。

固定資産価格の審査申し出

家屋の新増築や土地の分合筆等で新たに決定された固定資産の価格(評価額)に不服がある場合は、4/1(水)以降、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

☎ 税務室固定資産税係 ☎ 892-0121